

危機管理連絡会議

日時：令和８年７月１４日（火） 午前９時３０分から

場所：県庁４階 災害対策本部室

協議事項

- 「熱中症に関する注意喚起」について
- 「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」改正について

危機管理連絡会議 配席図

県庁4階 災害対策本部室

廊下

保健福祉部
地域保健統括監

危機管理部
副部長

危機管理部
次長

県警本部警備部
警備課災害対策官

教育委員会
教育政策課 副課長

病院局
総務課 副課長

企業局
経営企画課 副課長

県土整備政策課
副課長

農林水産政策課
副課長

経済産業政策課
副課長

保健福祉政策課
副課長

健康寿命推進課
副課長

畜産振興課
家畜防疫対策
担当課長

危機管理政策課
副課長

知事戦略局
副室長

政策企画課
副課長

観光スポーツ文化政策課
副課長

生活環境政策課
副課長

こども未来政策課
副課長

ディスプレイ

(オンライン)

徳島地方气象台

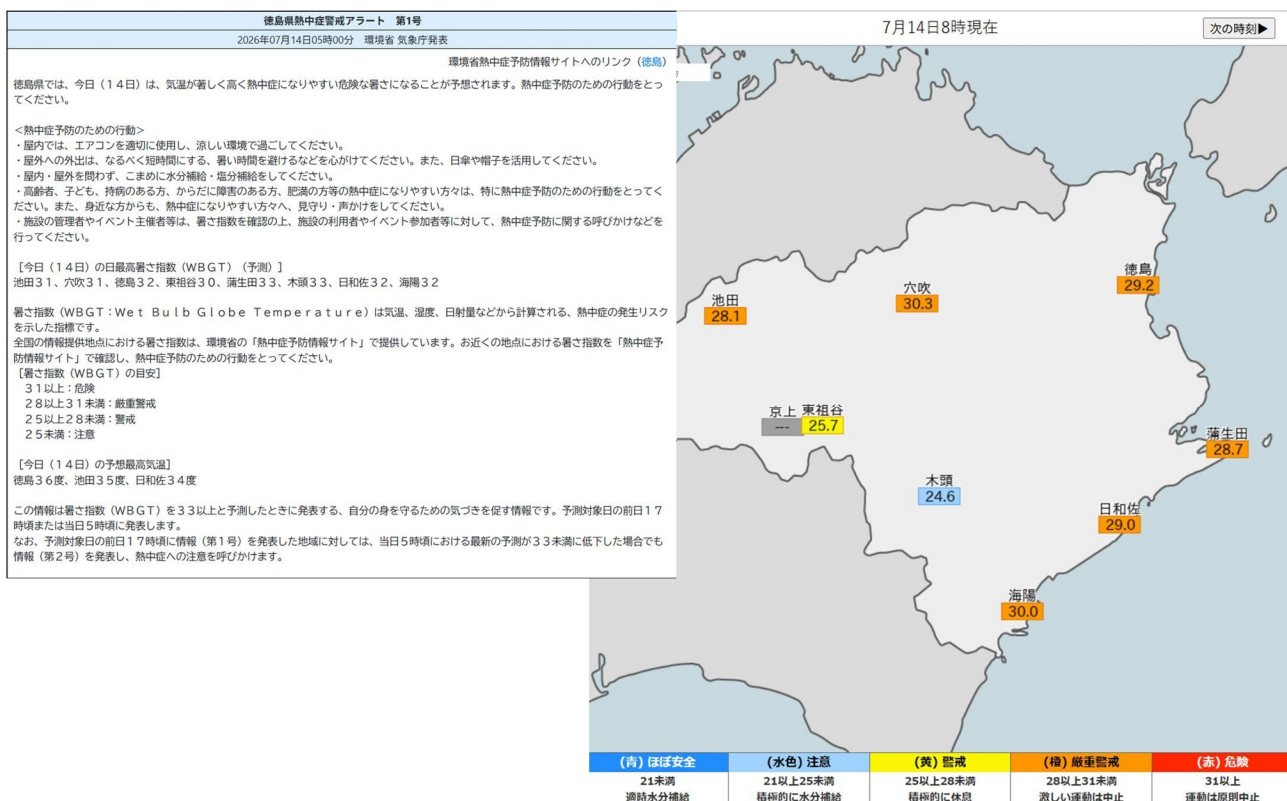
今後の気温の見通しについて ～危機管理連絡会議～

令和8年7月14日

徳島地方気象台
調査官 日下 英則

1

徳島県熱中症警戒アラート

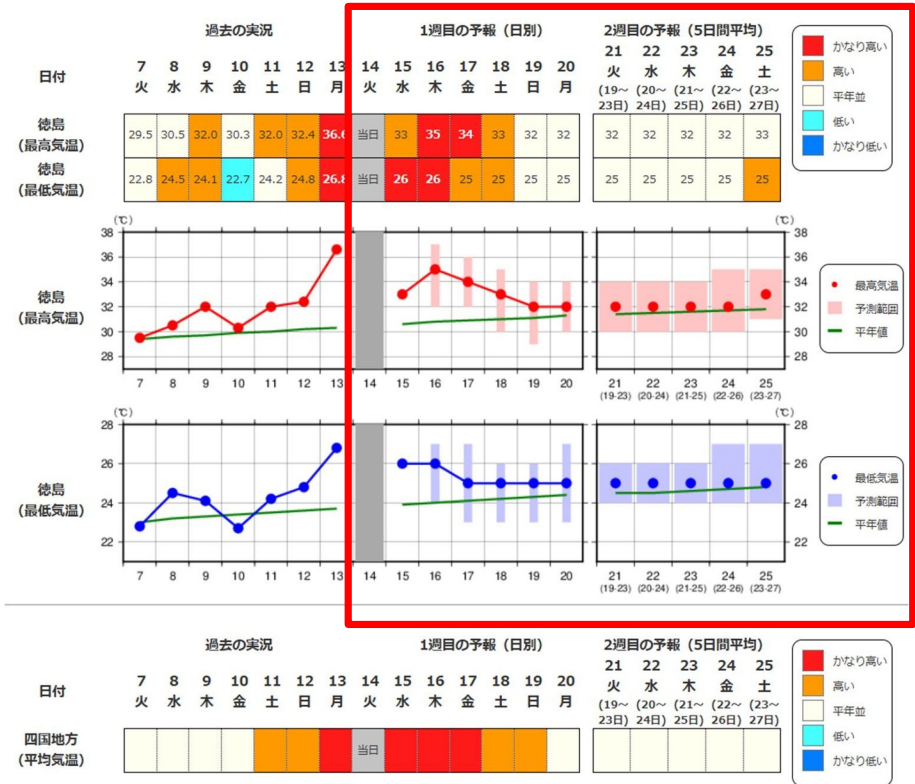


2

徳島県の天気予報（6日先まで）							
2026年07月14日05時 徳島地方気象台 発表							
日付	今日 14日(火)	明日 15日(水)	明後日 16日(木)	17日(金)	18日(土)	19日(日)	20日(月)
徳島県	晴 	晴後時々曇 	晴時々曇 	曇時々晴 	曇時々晴 	曇時々晴 	曇時々晴 
降水確率(%)	-/0/10/0	0/0/10/10	20	30	30	30	30
信頼度	-	-	A	A	A	B	B
徳島 気温 (°C)	最高 36	33	35 (32~37)	34 (32~36)	33 (30~35)	32 (29~34)	32 (30~34)
	最低 -	26	26 (24~27)	25 (23~27)	25 (23~26)	25 (23~26)	25 (23~27)
向こう一週間（今日から6日先まで）の平年値							
降水量の7日間合計				最低気温		最高気温	
徳島				平年並 7 - 41mm		24.1°C	
						30.9°C	

- ・向こう1週間の日最高気温（徳島）は32℃～36℃の予想
- ・明後日までの（平均）相対湿度は70～80%程度の予想

3



7月18日までは、最高気温・最低気温ともに平年と比べて「かなり高い」または「高い」予想。

4

1か月予報 7月9日発表

四国地方 1か月予報 (07/11~08/10)		
2026年07月09日14時30分 高松地方気象台 発表		
向こう1か月 07/11~08/10	天候	平年と同様に晴れの日が多いでしょう。
	気温	平均気温は、高い確率50%です。
1週目 07/11~07/17	気温	1週目は、高い確率70%です。
2週目 07/18~07/24	気温	2週目は、高い確率50%です。
3~4週目 07/25~08/07	気温	3~4週目は、平年並または高い確率ともに40%です。

気温、降水量、日照時間の各階級の確率 (%)			
気温	四国地方	向こう1か月 07/11~08/10	10 40 50
		1週目 07/11~07/17	10 20 70
		2週目 07/18~07/24	10 40 50
		3~4週目 07/25~08/07	20 40 40
降水量	四国地方	向こう1か月 07/11~08/10	40 30 30
日照時間	四国地方	向こう1か月 07/11~08/10	30 30 40

■ 低い(少ない) ■ 平年並 ■ 高い(多い)

- ・向こう1か月（7月11日～8月10日）の平均気温は
平年より「高い」確率が50%
- ・1週目（7月11日～7月17日）の平均気温は
平年より「高い」確率が70%と期間を通して最も高い

5

3か月予報 6月23日発表

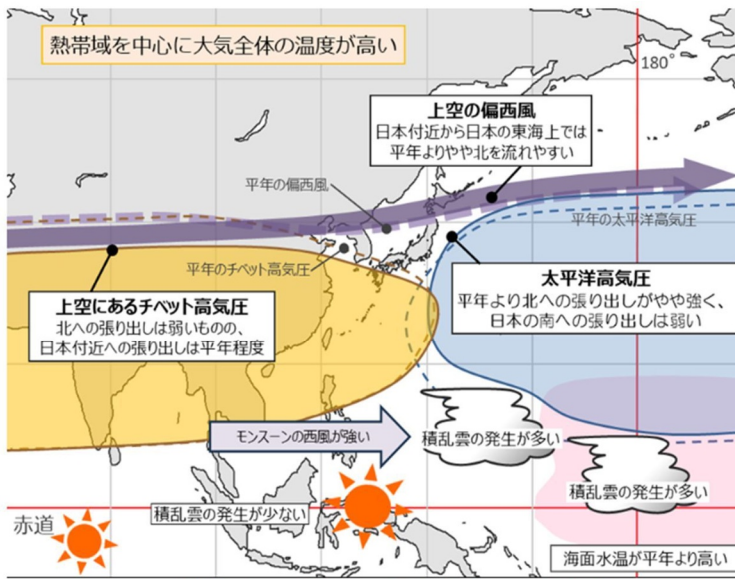
四国地方 3か月予報 (07月~09月)		
2026年06月23日14時00分 高松地方気象台 発表		
07月~09月	気温	平均気温は、高い確率50%です。
07月	天候	期間の前半は、平年と同様に曇りや雨の日が多いでしょう。期間の後半は、平年と同様に晴れの日が多いでしょう。
	気温	気温は、高い確率60%です。
08月	天候	平年と同様に晴れの日が多いでしょう。
	気温	気温は、高い確率60%です。
09月	天候	平年と同様に晴れの日が多いでしょう。

気温、降水量の各階級の確率 (%)			
気温	四国地方	07月~09月	10 40 50
		07月	10 30 60
		08月	10 30 60
		09月	30 40 30
降水量	四国地方	07月~09月	30 40 30
		07月	30 40 30
		08月	30 30 40
		09月	30 40 30

■ 低い(少ない) ■ 平年並 ■ 高い(多い)

- ・3か月（7月～9月）の平均気温は
平年より「高い」確率が50%
- ・7月～8月の平均気温は
平年より「高い」確率が60%

6



この特徴は、7月から8月を中心にみられる。

数値予報結果をもとにまとめた予想される海洋と大気の特徴

・地球温暖化やエルニーニョ現象の影響で熱帯域を中心に大気全体の温度が高い。

・チベット高気圧は北への張り出しは弱いものの、日本付近への張り出しは平年程度。

・太平洋高気圧は期間の前半は北への張り出しがやや強く、日本の南への張り出しは弱い。



日本付近は期間の前半を中心に暖かい空気に覆われやすく、気温は高くなる予想。



熱中症が 増えています

予防のためのポイント



熱中症警戒アラートを活用しましょう

アラート発表時には、

- のどが渇く前に水分・塩分を補給しましょう
- エアコンを適切に使用しましょう
- 高齢者等に声を掛けましょう
- 不要不急の外出は避けましょう
- 暑さ指数に応じて、外での運動は、原則、中止/延期をしましょう



「熱中症警戒アラート」は
環境省のLINE公式アカウント
で確認することができます。

友達追加は
こちら➡



エアコンをしっかり使いましょう

熱中症は室内でも夜でも発生し、
命に関わる問題です

- 無理な節電をせず、夜もしっかり使用しましょう
- 日中はすだれなどで日差しを和らげるなど上手に使いましょう



注意!

停電時など、どうしても
エアコンが使えないときには

- 日光を遮り、風通しをよくしましょう
- 濡れたタオル等を肌に当て、うちわであおぎましょう
- できる限り、冷房設備が稼働しているところへ避難しましょう
- 停電時の断水に備え、飲み水を備蓄しましょう
- 電力需給ひっ迫時には、浴槽やバケツに水を貯めておきましょう



政府の熱中症対策

熱中症予防情報サイト：熱中症警戒アラート・暑さ指数・熱中症予防に関する情報



高齢者等の屋内における熱中症対策の強化

- 高齢者のための熱中症対策



〈リーフレット〉

管理者がいる場等における熱中症対策の促進

- 学校関係の熱中症情報



- 農作業中の熱中症対策



- スポーツの熱中症対策



- 防災における熱中症対策



〈リーフレット〉

- 学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!職場における熱中症予防情報



- 災害時情報提供アプリ「Safety tips」



For Android



For iPhone

地域における連携強化

- 熱中症に関連する気象情報



- 夏季における熱中症による救急搬送状況



- 健康・医療関係の熱中症情報



その他

- エアコンの早期の試運転について



- ヒートアイランド対策



- 無理のない省エネ生活



マイボトルで
熱中症予防を!



内閣府



こども家庭庁



消防庁



文部科学省



スポーツ庁



厚生労働省



農林水産省



経済産業省



国土交通省



観光庁



気象庁



環境省

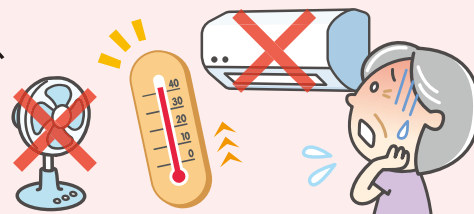
エアコンが使用できないときの 熱中症対策



エアコンが使用できないときの熱中症にご注意ください！

故障時や停電時など、エアコンが使用できないとき、熱中症リスクが高くなるため、注意しましょう。

熱中症による健康被害は、高齢者において多発しております。



体を冷やしましょう

- 涼しい服装に着替え、風通しをよくしましょう。
- のどが乾いていなくても、こまめに水分補給をしましょう。
- 濡れたタオル等を肌に当て、うちわであおぐと熱が放散されます。
- 水道が使えるようなら、水浴び等で体を冷やしましょう。



涼しいところに避難しましょう

- 車内は短時間で気温が上昇しやすいため、車内への避難は可能な限り避けて、冷房設備が稼働している場所へ移動することをおすすめします。
- やむを得ず車内で過ごす場合は、たとえ短時間でも 小さな子どものみを車内に残すことは大変危険であり、絶対にやめましょう。



普段から停電時などに備えましょう

停電時は断水が起こる可能性があります。

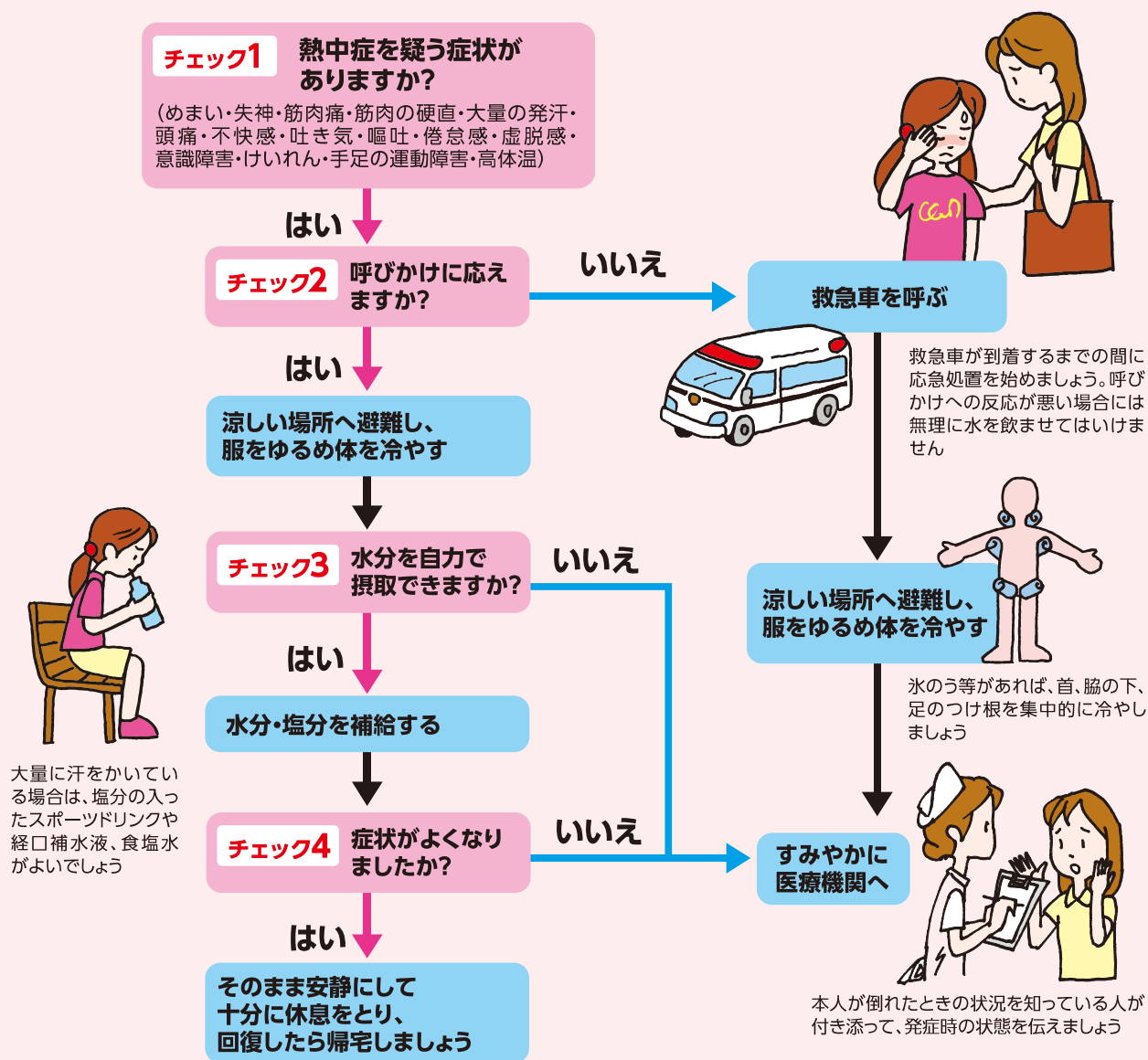
- 飲料や非常トイレ等を備蓄しましょう。
- 熱中症予防に利用できるように、浴槽やポリタンクに 水を貯めておきましょう。
- 水をペットボトルに入れて凍らせておくと、もしものときに飲料にも冷却にも使えて便利です。



「熱中症かも」と思ったら... 誰でもできる応急処置

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ち着いて、状況を確認めて対処しましょう。最初の措置が肝心です。



熱中症の詳しい情報については、熱中症予防情報サイトをご覧ください
環境省熱中症予防情報サイト：<https://www.wbgt.env.go.jp>



災害時等の熱中症対策に携わられる方へ





徳島救急医療 電話相談

急な病気やケガの際に、すぐに受診した方が良いのか、
医師や看護師が電話でアドバイスします。



プッシュ回線の
固定電話・携帯電話からは、
局番なしの

#7119



ダイヤル回線の固定電話、IP電話、
その他#7119をご利用いただけない場合

088-622-6530

相談日時

- 月曜日～土曜日
… 午後6時から翌朝8時
- 日曜日・祝日・年末年始※
… 24時間対応 ※12/29～1/3



15才未満のお子さんが急な病気やケガをしたときは、
『徳島こども医療電話相談（#8000 または 088-621-2365）』
にお電話を

【救急医療電話相談】

急な病気やケガをしたとき



局番なしの『#7119』または、
『088-622-6530』までお電話を



医師・看護師が電話で相談に応じます。



緊急・重症の場合は
迷わず **119** へ!!



徳 島 県

徳島

受診した方が良いのか、
様子をみても大丈夫なのか、
看護師や小児科医が電話でアドバイスします。

こども医療 電話相談



プッシュ回線の固定電話・携帯電話からは、局番なしの

#8000

ダイヤル回線の固定電話、IP電話、その他#8000をご利用いただけない場合は、

088-621-2365

相談日時 月曜日～土曜日：午後6時から翌朝8時 日曜日・祝日・年末年始：24時間対応
(12/29～1/3)

徳島
こども医療
電話相談

① お子さんが急な
病気で心配なとき



② 局番なしの
#8000 または、
088-621-2365
までお電話を



③ 看護師・小児科医
が電話で相談
に応じます。



緊急・重症の場合は、迷わず **119** へ



小児救急医療体制については、徳島県ホームページ

医療とくしま

をご確認ください。



※右のQRコード又は、HPアドレス参照

<https://anshin.pref.tokushima.jp/med/docs/2012081600367/>

15才以上の方が、急な病気やケガをしたときは、
徳島救急医療電話相談

プッシュ回線の
固定電話・携帯電話からは、
局番なしの



#7119

または

ダイヤル回線の固定電話、
IP電話、その他#7119を
ご利用いただけない場合



088-622-6530 までお電話を

チラシに関するお問い合わせ：徳島県保健福祉部医療政策課 088-621-2732

令和8年7月14日

畜産振興課

「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」改正について

1 改正の目的

近年、国内の家きん及び野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生は、近隣国よりも早くなるなど、現行のアラートのステージ毎の警戒レベルを、本県養鶏業における対応と合致させるため、本アラートの発動基準について見直しを行う必要がある。

2 変更内容

発動基準について、国内における発生地点が徳島県に近づくにつれてステージが引き上げられるよう変更した。

解除基準について、発動基準を満たさなくなった場合に解除（引き下げ）することを明確化した。

3 運用開始

令和8年8月1日（土）

「鳥インフルエンザ」とくしまアラート（養鶏関係者に対する注意喚起）

徳島県農林水産部

情報		感染観察	感染観察（強化）	感染拡大注意報	感染拡大警報	特別警報
		平常時	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ	ステージⅣ
発動基準	野鳥	・通常時	・東日本地域で発生 ※東日本地域：北海道、東北、関東、北陸、東海	・西日本地域で発生 ※西日本地域：近畿（兵庫県、大阪府、和歌山県を除く）、中国四国（四国を除く）、九州、沖縄	・近隣府県で発生 ※近隣府県：香川県、愛媛県、高知県、兵庫県、大阪府、和歌山県	・県内で発生
	家きん	・海外で発生	—	・国内で発生（近隣府県を除く） ※近隣府県：香川県、愛媛県、高知県、兵庫県、大阪府、和歌山県	・近隣府県で発生 ※近隣府県：香川県、愛媛県、高知県、兵庫県、大阪府、和歌山県	・隣接地域で複数発生（制限区域設定期間内） ・県内で発生 ※隣接地域：香川県、愛媛県、高知県、淡路島
解除基準			発動基準となる野鳥監視重点区域及び移動制限区域の解除			
対応方針	国	・都道府県、養鶏関係者への情報提供	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の徹底通知	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の再徹底通知 ・都道府県に対して、緊急消毒依頼（家伝費措置）	・「ステージⅡ」と同対応	・野鳥監視重点区域の指定 ・その他は「ステージⅡ」と同対応
	県	・飼養衛生管理の巡回指導（リスク分析に基づく巡回指導） ・養鶏関係者への情報提供（海外発生状況など） ・死亡羽数の報告徴求（法第52条第1項） ※ 月1回 ・死亡野鳥の検査	・飼養衛生管理の巡回指導強化（高リスク養鶏場の重点指導） ・消毒要請（消石灰散布） ・渡り鳥の飛来状況の調査（環境省の対応技術マニュアル） ・その他は「感染観察」と同対応	・石灰消毒強化（3週間に1回以上）要請 ・消毒命令（法第9条）と消石灰配布（家きん国内初発時対応） ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・石灰消毒強化（2週間に1回以上）要請 ・死亡羽数の報告徴求（法第52条第1項） ※ 制限区域内農場：毎日 その他：週1回 ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・石灰消毒強化（1週間に1回以上）要請 ・消石灰再配布の検討 ・野鳥の大量死や異常の有無の調査（環境省の対応技術マニュアル） ・その他は「ステージⅢ」と同対応
	養鶏農家	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策 ・農場内外の除草、石灰消毒（定期） ・殺鼠剤散布（定期） ・県に対し死亡羽数を報告 ※ 月1回 ・鶏舎、防鳥ネットなど施設の点検	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化 ・都外者の立入制限 ・その他は「感染観察」と同対応	・石灰消毒強化（3週間に1回以上） ・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化（特に重点7項目） ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・石灰消毒強化（2週間に1回以上） ・県に対し死亡羽数を報告 ※ 制限区域内農場：毎日 その他：週1回 ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・石灰消毒強化（1週間に1回以上） ・本県家きん発生時は、法に基づく防疫措置 ・その他は「ステージⅢ」と同対応

※ 法に基づく対応内容は、発生状況に応じて決定する。
 ※ 地方区域は、地方農政局・農政事務所の管轄に準じる。
 ※ 法とは家畜伝染病予防法を指す。

現在

「鳥インフルエンザ」とくしまアラート（養鶏関係者に対する注意喚起）

徳島県農林水産部

情報		感染観察	感染観察(強化)	感染拡大注意報	感染拡大警報	特別警報
			ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ	ステージⅣ
発動基準	野鳥	野鳥サーベイランス 通常時(対応レベル1) ・定期的に集団飛来地の糞便調査	野鳥サーベイランス 近隣国で分離(対応レベル2) ・必要に応じて、巡回頻度・監視対象野鳥を拡大	野鳥サーベイランス 国内単一箇所での陽性(対応レベル2) ※家さんで発生した場合は「対応レベル3」 ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定 ・糞便調査(検査検体数の増加)	野鳥サーベイランス 国内複数箇所での陽性(対応レベル3) ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定 ※県内の単一箇所での陽性の場合は「ステージⅣ」の対応	野鳥サーベイランス 国内複数箇所での陽性(対応レベル3) ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定
	家さん	遠方諸国等で発生	近隣国で発生(韓国・ロシア極東)	国内で発生	近隣県で発生 (四国、兵庫、大阪、和歌山:7府県)	近隣県で発生 (複数地域・短期間続発)
解除基準				家畜伝染病予防法第32条に基づく、移動制限区域の解除		
対応方針	国	・都道府県、養鶏関係者への情報提供	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の徹底通知	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の再徹底通知 ・都道府県に対して、緊急消毒依頼(家伝費措置)	・「ステージⅡ」と同対応	・「ステージⅡ」と同対応
	県	・飼養衛生管理の巡回指導(リスク分析に基づく巡回指導) ・養鶏関係者への情報提供(海外発生状況など) ・死亡羽数の報告徴求(月1回)(法第52条第1項)	・飼養衛生管理の巡回指導強化(高リスク養鶏場の重点指導) ・消毒要請(消石灰散布) ・その他は「感染観察」と同対応	・消毒命令(法第9条)と消石灰配布 ・ねずみ駆除命令(法第9条)と殺鼠剤配布 ・死亡羽数の報告徴求(週1回)(法第52条第1項) ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・死亡羽数の報告徴求(制限区域内農場:毎日、その他:週1回)(法第52条第1項) ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・「ため池消毒」の緊急実施 ・その他は「ステージⅢ」と同対応
	養鶏農家	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策 ・農場内外の除草、石灰消毒(定期) ・殺鼠剤散布(定期) ・県に対し死亡羽数を報告(月1回) ・鶏舎、防鳥ネットなど施設の点検	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化 ・部外者の立入制限 ・その他は「感染観察」と同対応	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化(特に重点7項目) ・石灰消毒強化(3週間に1回以上) ・殺鼠剤散布の強化 ・県に対し死亡羽数を報告(週1回) ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・石灰消毒強化(2週間に1回以上) ・県に対し死亡羽数を報告(制限区域内に含まれた農場は毎日、その他は週1回) ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・石灰消毒強化(1週間に1回以上) ・その他は「ステージⅢ」と同対応